

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

## （要望項目）

- 1 吉村 洋文知事の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

## （回答）

- 皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。
- 大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、昭和 60（1985）年に公布・施行した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」や、平成 20（2008）年の大阪府同和問題解決推進審議会提言、平成 28（2016）年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいただきながら、同和問題の解決に向け、取り組みを進めているところです。
- また、国際都市としてふさわしい人権をめぐる環境の整備を図るため、令和元（2019）年 10 月、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。
- さらに令和 3（2021）年度に、新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえ、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応の必要性などを明記しました。
- 令和 4（2022）年 4 月に施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」については、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の取りまとめを踏まえ、令和 5（2023）年 10 月に条例の一部改正を行いました。併せて、11 月にはインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談を幅広く受け付ける相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、被害者にも寄り添った支援を行っています。
- 令和 6（2024）年 4 月には、条例改正を踏まえ、インターネット上の不当な差別的言動にかかるプロバイダ事業者への削除要請の拡充や発信者への説示、助言を開始しております。
- また、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、平成 14（2002）年に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」を令和 5（2023）年 3 月に改正し、全庁をあげて取組みを推進しています。
- 今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざして取り組んでまいります。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課  
人権擁護課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

（要望項目）

**2 基本要件**

- （1）令和 6 年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。

（回答）

- 令和 6（2024）年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ 33 件（大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。）であり、内訳は、インターネットが 20 件、発言が 8 件、電話が 4 件、落書きが 1 件です。
- 令和 6（2024）年度に生起し、府教育庁が把握した同和問題に関する差別事象は 7 件（大阪市教育委員会・堺市教育委員会分を除く）です。その 7 件とも、公立学校であり、内訳は、中学校が 2 件、高等学校が 5 件で、内容は発言が 5 件、SNS が 1 件、落書きが 1 件です。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

教育庁 人権教育企画課（傍線部について回答）

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**2 基本要件**

(2) 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が令和6年4月に施行されたが、インターネット上の人権侵害の対処についてはどのような対策を講じられ対応されたのか詳細を明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府では、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、インターネット上の不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。
- 専門相談窓口における被害者等への支援については、令和5（2023）年11月より、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言等を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援を行っています。
- 教育・啓発活動については、SNSを活用したターゲティング広告や、企業や学校等への出前講座、電車内ビジョン広告等を活用した啓発活動などを実施しています。
- また、大阪府人権施策推進審議会からのご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。
- 今後とも、条例について、リーフレットを行政機関等に配布するほか、府ホームページやSNSでの情報発信などにより、引き続き府民への周知を図ります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

（要望項目）

**2 基本要件**

（3）人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和6年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

（回答）

- 人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要であると考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設置するとともに、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況を毎年度取りまとめるなど、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところです。
- 今後とも、各部局等と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを推進してまいります。
- 人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニーズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28（2016）年度から、政令市も交付対象としたところです。
- また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。
- 加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、NPO等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。
- なお、令和6（2024）年度の総合相談事業における市町村（政令市を含む）の相談件数は延べ36,128件で、うち人権相談は7,102件、人権相談・啓発等事業における相談件数は延べ2,016件となっています。
- 今後とも、市町村等と連携しながら、人権相談機能の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

人権擁護課（傍線部について回答）

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 2 基本要 求

(4) 教員の「盗撮事件」は、衝撃的であったが、大阪府として確認されているのか、教員に対してどの様に指導されるのか教えていただきたい。

並びに職員及び教職員に対する同和問題・人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

(回答)

- 令和7(2025)年7月に発出された文部科学省通知をふまえ、府立学校において、教職員による盗撮などの性暴力等を未然に防止し、一方で、子どもたちの安全安心を確保しつつ、教職員が校務において適切に児童生徒等を撮影等することができる環境を整えるため、教職員が最低限遵守すべき事項を指針としてまとめました。通知では各校には撮影等における取扱いを徹底するとともに、盗撮防止の観点で、校内点検等を定期的実施することなど、速やかに校内体制を構築することを記載しています。
- 小中学校においては、同文科省通知をふまえ、市町村教育委員会への周知及びヒアリングを通じて通知内容について確認するとともに、教職員研修や人権教育主管課長会、人権教育担当指導主事連絡会においても、児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の徹底について指導しております。併せて、府立学校に通知した指針についても、参考送付しています。
- また、不祥事防止に向けて、府立学校や市町村教育委員会に対し、校内研修や各種会議の場等を通じ、令和7(2025)年3月に作成した「不祥事防止ガイドブック」を活用するなど、児童生徒等への性暴力等防止の周知徹底を行っています。
- 人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められているものと考えています。
- 職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しています。この他、階層や部局に関わりなく職員が参加できる研修に加え、今年度も、府職員及び市町村職員を対象とする同和問題に関する職員研修を実施しました。また、各部局においても同和問題に関する職員研修を実施したところです。
- さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができるワークショップをプログラムに入れた研修を展開するなど、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところです。
- 今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。
- 教職員に対する人権研修については、府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、同和問題を含む人権に関するさまざまな研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実に努めております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課  
 市町村教育室 小中学校課 (傍線部について回答)  
 教職員室 教職員人事課 (波線部について回答)  
 府民文化部 人権局 人権企画課 (二重傍線部について回答)  
 人権擁護課 (二重波線部について回答)  
 教育庁 教育振興室 高等学校課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**2 基本要件**

(5) 「大阪府人権教育推進計画」の取り組み状況と課題を明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府では「大阪府人権教育推進計画」にもとづき、人権研修の推進や人権教育を担う人材の養成、府民の自主的・主体的な取組を促す参加・体験型講座の実施、人権教育に関する情報の提供等に取り組んでいるところです。
- なお、令和2（2020）年度に実施した人権問題に関する府民意識調査結果から「人権問題によって認知度に差がある」、「人権上問題であるか否かの認識は、過去に人権学習を経験しているかどうかによって大きな差異が見られる」といった人権教育・啓発の課題が見えてきたことから、社会的な課題に即応した啓発の推進、学校教育や大学等との連携促進、市町村や企業・職場における啓発の取り組みへの支援・連携、適切な媒体を活用した効果的な情報発信などの取組を進めています。
- 今後とも本計画に基づき、より効果的な施策の推進に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権企画課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 2 基本要 求

(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」第5条①で国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。」と明記されているが、今後は、同和問題解決のためマイナス面である差別を強調するのではなく、解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の、大阪府及び大阪府教育庁が行っている同和問題教育・啓発事業や人権教育を学校教育に於いて、低学年から高校までどの様な教育・啓発を行なったか、生徒がどの様に理解しているのか教えていただきたい。

(回答)

- 府立学校については、部落差別解消推進法を踏まえ、差別の解消に向けて、同和教育をはじめとする人権教育の現状と課題について理解を深めるとともに、差別をなくす上での学校の役割、同和問題に関する人権学習の在り方についての認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考えることを目的に「府立学校人権教育研修A」を実施しています。この研修では具体的な実践例や教材の提示を行うことで、各校で行う同和問題解決のための取組みの推進を図っています。
- 同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。
- 内容については、小学校低学年で「うわさや偏見等、同和問題の解決につながる学習」、小学校中学年で「仕事に対する誇りや働く人の思い、職業への偏見のおかしさについて学ぶ学習」、小学校高学年で「差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に共感的に理解できる学習」、中学校で「統一応募用紙や違反質問等、就職差別の解決につながる学習」等、発達段階に応じたものです。
- この中で児童生徒は、自身の将来における自己実現や自らが主体的に参画していくことにより社会がよりよくなっていくことへの展望を感じ取っています。
- 今後も、教職員が、同和問題を自己の課題としてとらえるため、市町村や学校の研修において、当事者との出会いやフィールドワークを行うよう指導するとともに、充実に努めてまいります。
- 私立学校においては、各校が建学の精神に基づいて学校教育を行っているところですが、引き続き、校長会や私立学校人権教育研究会などのあらゆる場面をとおして、人権教育が適切に行われるよう私立学校に求めてまいります。
- 大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成し、府内市町村、小中高等学校、福祉施設や企業・団体等に配布するとともに、研修等の資料としても広く活用されています。
- 学校教育における人権教育については、申請のあった小中学校の児童・生徒や保護者等を対象に、SNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座やワークショップを行うなど、府民のインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課  
 市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）  
 私学課（波線部について回答）  
 府民文化部 人権局 人権企画課（二重傍線部について回答）  
 人権擁護課（二重波線部について回答）

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

（要望項目）

**2 基本要件**

（7）同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みの状況を明らかにされたい。

（回答）

- 同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うエセ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならない重要な問題であると認識しています。
- 国においては、法務省において、啓発ビデオや冊子の制作、対応の手引の作成等の取組がなされているところです。
- 大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に参画するなど、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、えせ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、えせ同和行為の排除に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**2 基本要**

(8) 最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、より精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。また削除依頼の状況・成果を教えていただきたい。

(回答)

- スマートフォンの普及により、SNSの利用に伴う人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。
- そのため、大阪府では、若い世代に対する啓発として、これまで関西の大学との共同研究により啓発リーフレットを作成したほか、シンポジウムの開催、啓発動画の作成等を行うとともに、中高年層も含めた幅広い世代へ啓発を行うため、企業や地域における研修での活用を想定した参加体験型学習用教材を作成しました。
- また、実際に被害に遭われた方を招いた講演会の開催や児童・生徒や保護者等を対象にSNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座やワークショップを行うなど、正しくSNSを利用していただけよう府民に周知してきたところです。
- 今年度は、これまで実施してきた講師派遣型の出前講座に加えて、新たな試みとしてオンデマンド講座の提供を開始するなど、府民におけるインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。
- 今後とも、あらゆる機会を通じて、更なる啓発に取り組んでまいります。
- また、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」並びに「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、プロバイダに対して令和6（2024）年度には68件、令和7（2025）年度は11月末時点で88件の削除依頼を実施しています。
- 府立学校においては、児童生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。
- また、平成27（2015）年3月に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しましたが、令和4（2022）年3月に「人権教育リーフレット 情報化社会における子どもの人権」として更新しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。
- さらに、府立高校においては、生徒に一人一台配備されているコンピュータ端末のブラウザ「お気に入り」欄に、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」のポータルサイトを追加し、生徒が相談できる体制を整えています。
- 市町村立の小中学校については、児童生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21（2009）年3月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24（2012）年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小中学校に指導してきております。

- また、府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、SNSトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生じ相談があった際には、相談内容に応じて適切に判断しながら、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っています。
- さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童生徒にとって、端末やスマートフォン等の適切な使い方に関する効果的な学習の手法について示し、平成 24 (2012) 年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。
- 加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリや SNS 等を通じて、児童生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることをふまえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童生徒や保護者に周知する必要性から、平成 27 (2015) 年 8 月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元 (2019) 年 11 月には「みなさんを守るために SNS の危険性について知ろう」を作成して、府教育庁のホームページで掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小中学校にも情報提供しています。
- また、平成 31 (2019) 年 3 月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。
- 加えて、ネット上の偏見・差別に対して、子どもたちに自他の人権を守るための実践的な行動力をつけるため、令和 4 (2022) 年 3 月に、小学校から系統的に学習を進めることができるよう、教材や指導のてびき等を含めた「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を作成・配付し、以後随時教材・指導のてびき等を追加作成 (令和 6 (2024) 年 9 月改訂) しているところです。
- 引き続き、児童生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

教育庁 教育振興室 高等学校課 (傍線部について回答)

市町村教育室 小中学校課 (波線部について回答)

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**2 基本要件**

(9) 中小零細企業は、人手不足・最低賃金引上げ、コスト上昇分を価格転嫁出来ず収益が出ないという状況になっていて、事業を再構築できない会員が多くいる。コロナ関連融資の借入れ債務について、事業者の状況に応じた対応をされたい。また、条件変更時の保証料の見直しも相談事項によく上がってきていることから、現状はどの様になっているか、また大阪府・保証協会の方針・制度があれば教えていただきたい。

(回答)

- 国は、「再生支援の総合的対策（令和6（2024）年3月）」を公表し、令和6（2024）年7月以降は、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方針を示しました。
- 大阪府においても、国方針を踏まえ、令和7（2025）年3月末をもって、コロナ関連融資は全て終了しましたが、これに先立ち、コロナ関連融資からの借換需要に対応するため、令和6（2024）年7月より「経営力強化資金」を継続実施しています。
- 加えて、令和7（2025）年4月からは中小企業の事業再生を支援する「経営改善サポート資金（再生支援強化型）」を実施するなど、引き続き、中小企業の状況に応じた資金繰り支援に努めています。
- また、金融機関・信用保証協会に対し、事業者の実情に応じた柔軟な対応が実施されるよう要請を行うとともに、国に対しては、全国知事会等を通じ、必要な資金繰り支援対策を継続して講じるよう要望を行っています。
- 信用保証料については、全国統一の取扱いとして、融資制度や保証料率、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、信用保証協会により個別に計算されるものです。大阪府・大阪信用保証協会による独自の方針や制度はございません。
- 条件変更等により返済方法が変更された場合は、変更後の返済期間や据置期間等に応じて再計算が行われ、追加の信用保証料が発生した場合は、返済方法変更の手続き時にお支払いいただいております。
- なお、原則として返済方法変更による保証料率の変更はございません。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 金融課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(1) 福祉

- ① 介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。

(回答)

- 介護保険法において、国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、包括的に推進するよう努めなければならないとされています。
- 令和5（2023）年度における大阪府の要介護（要支援）認定者数は約57万人、介護給付費は約8,030億円となっており、制度創設時〔平成12（2000）年度〕と比べてそれぞれ約3.6倍、約4.4倍に増加しています。
- こうした大阪府の現状や法の趣旨を踏まえ、高齢者が要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化等に取り組む府内市町村と緊密な連携を図りながら、大阪府高齢者計画に基づく施策の推進に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

## 回 答

団体名 (自由同和会大阪府本部)

(要望項目)

## 3 課題別要求

## (1) 福祉

- ② 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどうなっているのか、また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが、府立高校に於いて「ヤングケアラー」に関する実態調査が実施されたが、この一年で大阪府教育庁が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題と取り組みを明らかにされたい。

(回答)

- 生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしております。
- 府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しており、令和6年(2024)度に学校において、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが支援した延べ件数は2,848件となっており、スクールソーシャルワーカー等が校内ケース会議等での教職員に対する助言や、関係機関との連携によりヤングケアラーを支援しています。
- ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、そのためには、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、福祉部を事務局とした関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有等を行っています。
- 引き続き、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。
- 小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。
- また、府内小学校5・6年生対象の「すくすくウォッチ」におけるヤングケアラーの把握に関わるアンケート結果分析により、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧に話を聞き取る必要が明らかになったことから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、令和3(2021)年度より拡充した小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和6(2024)年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。
- 加えて、ヤングケアラーを含め、家庭支援が必要なケースへの支援に向けて、教育と福祉の連携が充実するよう、スクールソーシャルワーカーの連絡会に、市町村の福祉部局担当者やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、協議する機会を設けています。相互の制度や活動内容の理解の促進が必要であることから、それぞれ可能な支援を出し合いながらグループワークを行う等、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めています。
- 引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援に必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう支援してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

教育庁 教育振興室 高等学校課 (傍線部について回答)

市町村教育室 小中学校課 (波線部について回答)

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

## (1) 福祉

- ③ 悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月に改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、この1年の件数と状況を明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、令和5（2023）年度 15,140件、令和6（2024）年度 15,561件と依然高い水準で推移しております。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うなど体制の強化を図ってきたところです。
- 一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。
- このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。
- また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。
- また、職員の資質向上のため、職員向けの研修としては、府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。
- さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。
- 今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課  
福祉総務課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

## (1) 福祉

- ④ 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、地域における「(街かど)デイハウス」など物価高騰の煽りを受け経営難と聞き及んでいる。

大阪府はどのように考えているか明らかにされたい。

(回答)

- 高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取組みを進めています。
- 今後も引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。
- 大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合が高く、後期高齢化率もますます高くなっていくことが見込まれます。
- このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、地域包括支援センターを中心に、高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。
- また、市町村における高齢者の生きがいづくりや健康づくりの取組である街かどデイハウスについても、大阪府は、地域福祉・高齢者福祉交付金により市町村を通じて支援しているところです。
- なお、民間の協力事業者との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各事業所の業務を通じた行方不明高齢者の早期発見・保護や高齢者の見守りなどの取組も進めているところです。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課  
 高齢介護室 介護支援課 (傍線部について回答)

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

## (1) 福祉

- ⑤ 平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無などで対応に格差が生じている。大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等しているとのことだが、各市町村にどのような助言等を行ったのか明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。

(回答)

- 障がい福祉サービスの支給決定については各市町村において、サービスの利用を希望する申請者から提出されるサービス等利用計画案や個別のサービス利用意向の聴取の結果、市町村審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。
- 大阪府においては、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、市町村指導の機会を通じて助言を行うとともに、ひとり一人の実情に応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう毎年市町村に通知等しております。
- 今後とも、それぞれの障がい状況等を踏まえ各市町村で適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(2) 雇用・産業

- ① 同和問題をはじめ様々な課題を有する人々の自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。

(回答)

- 同和問題をはじめ様々な課題を有する人びとの自立を促進し、安定就労を実現していくためには、職業能力の開発・向上は重要であると認識しています。
- このため、令和 7（2025）年度は、高等職業技術専門学校（4校）において、学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練（20 科目、660 名定員）と、在職者を対象としたテクノ講座（139 コース、1,715 名定員）を実施しています。また、令和 7（2025）年度から、受講機会の拡大や利便性向上を図るため、求職者訓練の定数内で受講できる「社会人訓練」や、校外での在職者訓練「出かけるテクノ講座」、ものづくり企業やそこで働いている在職者のニーズ調査を実施しています。加えて、民間教育訓練機関を活用した委託訓練（214 コース、5,134 名定員）により、職業能力開発の推進に努めているところです。
- 障がい者に対しては、大阪障害者職業能力開発校（7 科目、115 名定員）と北大阪高等職業技術専門学校（1 科目、20 名定員）、夕陽丘高等職業技術専門学校（3 科目、30 名定員）のほか、社会福祉法人を活用した障がい者特別委託訓練（5 施設、133 名定員）や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練（16 コース、188 名定員）を実施するとともに、在職者を対象としたテクノ講座（15 コース、97 名定員）を実施しています。
- また、大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、自己実現の達成を図るため、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行っています。
- 今後とも、国や市町村などと連携して、就職困難者に対する雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課  
人材育成課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求****(2) 雇用・産業**

- ② 障がい者の雇用に関しては、精神障がい者も平成 30 年度から雇用義務の対象になり、更に法定雇用率も令和 3 年 3 月 1 日から 2.3%に引き上げられたが、大阪府における令和 5 年 6 月 1 日での集計で民間企業が達した割合は、46.1%とやっと半数に近づいたところだが、令和 6 年 4 月からは法定雇用率が 2.5%に引き上げられたことなどで令和 6 年 6 月 1 日時点では 41.7%になり 4.4 ポイント低下したことから、違反する企業をなくし障がい者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

(回答)

- 大阪府では、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用未達成事業主に対し、法定雇用の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内のみならず事務所・事業所を有する常用雇用労働者 40 人以上 100 人以下の事業主）に対しても、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求めるとともに事業主個々の状況に応じた計画の作成や達成に向けて支援を行っています。
- さらに、障がい特性の理解と雇用を促進するための企業向けセミナーや職場実習受け入れのコーディネートを展開しております。企業向けセミナーでは、高等支援学校等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや、合理的配慮の提供義務に関するセミナーなどを開催しています。
- また、特に求職者数が増加している精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用、職場定着のため、精神障がい者を中心とした職場体験受け入れマッチング会や人事担当者等を対象とした先進企業での職場体験を取り入れた研修の開催、啓発冊子の配布など幅広い取組みを通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の支援を継続的に行っています。
- 加えて、今年度は、はじめて障がい者雇用を進めようとする事業主向けに、新たに障害者雇用率制度に加わった特定短時間労働や通勤困難な精神・発達及び重度障がい者の在宅ワーク等について事例収集し、情報提供・啓発（事例集の発行、HP 等）することによって、中小企業の障がい者雇用を促進します。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(2) 雇用・産業

- ③ 物価高騰により、年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労支援対策について明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府においては、国・市町村との役割分担及び連携に基づき、昨今の雇用就業に対する多様なニーズ等に対応した施策を推進するため、
- 1) OSAKAしごとフィールドでの就職支援
  - 2) シルバー人材センター事業の推進
  - 3) 商工会・商工会議所と連携した高年齢者雇用関係セミナーの実施
  - 4) 市町村における就労支援事業に対する支援
- を中心として、高齢者の就業促進に取り組んでいるところです。
- 今後とも、高齢者の就業促進にかかる施策を効果的かつ効率的に推進してまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(2) 雇用・産業

- ④ 大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援する事業を実施されているが、今年度の第1期は申請数に達したため受付を終了し、第2期については定められた期間を経過したため受付を終了している。奨学金返還支援制度は企業と従業員の両方にメリットがある制度であるため、本制度の導入を支援する本事業については、来年度以降も是非とも継続されたい。

(回答)

- 本事業は、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、そのことによる府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、緊急かつ集中的に実施しているものです。
- この間、制度の導入を支援してきた企業の事例や成果を広く発信するなどにより、更なる府内企業への導入を促進してまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求****(3) 住環境**

- ① 旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、積極的に払い下げを促進され、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い、公営住宅だけでなく混住化を図るためにも中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

(回答)

- 公営・改良住宅は、昭和40年代(1965～74年)に建設されたものが多く、現在の水準からみると規模や設備が十分でない住宅や、高齢者・障がい者への配慮が十分でない住宅、また耐震性が十分でない住宅が認められ、その対応が必要です。
- 大阪府としては各市町に対し、住宅ごとに建替えや改善の事業を示す「公営住宅等長寿命化計画」の策定や改定について指導を行っているところです。
- また、コミュニティバランスの問題が生じていることから、地域の実情に即して、建替えや改善により居住水準の向上を促進するとともに、建替え余剰地等を活用した多様な住宅供給や施設の導入等を進め、多様な世帯の居住を促進します。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

## (3) 住環境

- ② 団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。

(回答)

- 「住まい」は、人々の暮らしを支える生活の基盤であり、社会生活や地域におけるあらゆる活動を支える拠点です。令和3（2021）年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」では、多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたいと感じる居住魅力あふれる都市の実現を基本目標としております。
- そのため、地域の人権尊重を基調として、高齢者だけでなく子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心・快適に住み続けられるよう、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図りながら定住魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。
- また、良好な住環境とコミュニティの形成を図るためには、まちづくり協議会等の地域住民組織やNPOの参画等により、公と民のパートナーシップによるまちづくりを促進することも重要です。
- 今後とも、大阪府では、各市町が公営・改良住宅の建替えや改善に際しては、住まいのバリアフリー化を推進するとともに、入居者募集においては、若年世代の入居機会を創出するなど、コミュニティにも配慮しつつ取組が進むよう、市町に対し助言していきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

(4) 女性

- ① 「おおさか男女共同参画プラン」の昨年の進捗状況を明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、府民や事業者と共に、男女共同参画を推進していくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和3（2021）年3月に、本条例に基づき「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定しました。
- 毎年度、大阪府男女共同参画条例第10条に基づき、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（年次報告）として、「おおさか男女共同参画プラン」の推進状況等を公表しています。
- なお、現行の同プランの計画期間は令和7（2025）年度までとなっていることから、令和6（2024）年1月に大阪府男女共同参画審議会に対して、次期プラン策定について諮問し、審議会でのご審議を経て、令和7（2025）年8月に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を得たところです。
- 現在、令和7（2025）年11月から12月にかけて実施したパブリックコメントでいただいたご意見等を整理、公表に向けた作業を行い、年度内に計画の成案が得られるよう進めています。
- 今後とも、本条例及び男女共同参画プランに基づき、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(4) 女性

- ② 「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメントは防止の措置を講じることになっているがマタニティハラスメントも平成 29 年 1 月から防止の措置を講じなければならなくなり相談窓口の設置が義務化された。

大阪府労働相談センターにおけるマタニティハラスメントに関する令和 6 年度の相談件数について明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、マタニティハラスメントを含む、令和 6（2024）年度の「育児・介護休業」に関する相談件数は 163 件で、「男女均等待遇」に関する相談件数は 22 件です。
- 大阪府では、「男女雇用機会均等法」に基づき、国（大阪労働局雇用環境・均等部）と連携して、法の趣旨の周知を図るため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含む職場のハラスメントの防止・対応についてまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページへの掲載を行い、事業主等への周知・啓発に努めています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(4) 女性

- ③ 令和3年6月15日より改正ストーカー規制法が一部施行されたが、大阪府が把握されている令和6年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。

(回答)

- 大阪府では、女性相談センターなど大阪府内7箇所の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。令和6（2024）年度の大阪府内7箇所の配偶者暴力相談支援センターのDV相談対応件数は、3,301件となっています。市町村における令和6（2024）年度のDV相談対応件数は、18,189件となっており、どちらも依然として高水準で推移しています。令和2（2020）年度から内閣府が「DV相談+（プラス）」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。
- また、大阪府女性相談センターでは、ストーカー規制法への対応も含め、DV相談以外にも広く女性からの電話相談や来所相談に対応しており、令和6（2024）年度の女性相談対応件数は10,471件（DV相談含む）となっています。
- 今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

（要望項目）

**3 課題別要求**

(5) 人権・文化・啓発

- ① 大阪府は、令和2年1月22日より「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を施行されましたが、各市町村との連携とその後の状況を明らかにされたい。

（回答）

- 大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に向けた取組を進めています。
- こうした取組の一環として、パートナーシップ宣誓証明制度を実施していない府内市町村にお住まいの性的マイノリティの方を対象に、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を令和2（2020）年1月から実施しています。
- さらに、制度を利用している方の転居に伴う手続の負担軽減を図るため、令和7（2025）年12月末現在で、府内市町村を含む全国285自治体間（22府県263市町村）で連携しています。
- 引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(5) 人権・文化・啓発

- ② 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、「大阪府人権相談窓口」ならびに、「ネットハーモニー」の相談状況・救済方法を明らかにされたい。

(回答)

- ヘイトスピーチにより被害に遭われた方への対応については、大阪府人権相談窓口において、人権に関わる相談を受け付け、必要な情報提供や適切な専門機関を紹介しているほか、インターネット上におけるヘイトスピーチについては、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口「ネットハーモニー」において相談を受け付けるとともに大阪府へ情報提供を行い、大阪府において必要に応じてプロバイダへの削除要請や、発信者への説示・助言を行っています。
- なお、令和6（2024）年度のヘイトスピーチに係る相談件数については、大阪府人権相談窓口は2件で、ネットハーモニーは3件でした。
- また、令和7（2025）年度については、11月末現在、ヘイトスピーチに係るプロバイダへの削除要請件数は0件で、発信者への説示・助言は0件です。
- 今後とも、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

**3 課題別要求**

(5) 人権・文化・啓発

③ 識別情報の摘示を「人権侵犯事件処理規定」の調査の対象に加えたことと、個人ではなく関係行政機関からの通報で一気に新規受理件数が増えた。

令和6年の同和問題関係での新規処理件数は499件になっており、そのうち関係行政機関からの通報は390件になっているが、この状況について大阪府としての考えを教えてください。

(回答)

- 法務省において、同和地区の識別情報の摘示を「人権侵犯事件調査処理規程」の調査対象として明確化し、関係行政機関からの通報受け付けを強化したことは、インターネット上の差別解消に向けた国の強い姿勢を示すものであると認識しております。
- 大阪府では、今後とも、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、プロバイダへの削除要請や法務省への通報、発信者への説示・助言等を行い、インターネット上のあらゆる差別の解消に向けた取組みを推進してまいります。
- 本府における法務省への通報件数は、令和5（2023）年度40件、令和6（2024）年度88件、令和7（2025）年度は11月末時点で92件と、年々増加傾向にあります。また、このうち同和地区の識別情報の摘示に関する通報につきましても、令和5（2023）年度39件、令和6（2024）年度67件、令和7（2025）年度は11月末時点で88件と、同様に増加しております。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

（要望項目）

### 3 課題別要求

（6）教育

① 「いじめによる自殺」という悲惨なニュースを耳にするたびに、どうして救えなかったのかと心が痛みます。「道德教育」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であると考えます。学校教育の中で「特別の教科」としての「道德」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考えます。

また、小学校での「道德」授業が行われているが、低学年からの「同和問題」についての授業はなされているのか各市町村の実情を報告されたい。子どもたちの道德心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

（回答）

- 府教育庁では、令和 5（2023）年 3 月策定の第 2 次大阪府教育振興基本計画の重点取組である「豊かな心のはぐくみ」として道德教育を推進しています。
- 学習指導要領では、「特別の教科 道德」について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとし、授業において、自ら道德性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりできるよう工夫すること、また、道德性を養うことの意義について児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組めるように示されています。
- そのため、府教育庁では、府内小中学校の道德担当の教員や市町村教育委員会の道德教育担当指導主事対象の研修会を実施しています。また、授業改善を支援するため、平成 30（2018）年 2 月に、「『特別の教科 道德』実践事例集」を府内小中学校に配付しました。これからも、いじめ問題への対応等、道德教育の充実に向け、研修会等を通じて、学校、市町村の支援に努めてまいります。
- また、同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では 2 年・3 年で取り組んでいる学校が多くなっています。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

(6) 教育

- ② 府立学校等での同和問題教育・人権学習の実施状況を明らかにされたい。

(回答)

- 府立高校における人権学習の実施状況については、毎年、「人権教育実施状況調査」を実施するとともに、校長ヒアリングを通じて把握に努めています。府立高校（全日制・定時制）においては、令和6（2024）年度人権教育の実施回数は延べ1,540回であり、テーマごとでは、子どもの人権175回、同和問題259回、ジェンダー平等136回、セクシュアル・ハラスメント101回、障がい者問題157回、在日韓国・朝鮮人問題110回、その他の在日外国人問題144回、いじめ337回、性的マイノリティ169回、ヤングケアラー47回、人間関係作りと総合的内容及びその他を合わせて805回となっています。
- 同和教育については、各学校で定める「人権教育推進計画」のなかに必ず位置付けるように学校へ指示しています。「人権教育実施状況調査」の結果では、担任による講義のほか、外部講師を招聘しての講演を行うなどの取組みを行っており、「学校独自の教材を作成している」と回答した高校が89校ありました。
- 併せて、卒業年次に行う「学校生活と人権に関するアンケート」において、学習した人権教育のうち印象に残ったものをあげる質問（31テーマから3つまであげる）では、令和6（2024）年度、同和教育が最も高く、回答した生徒の4人に1人が選んでいます。
- 人権教育の研究については平成20（2008）年度より、府教育庁及び府教育センターが主体となって、研究団体及びモデル的な取組み事例を持つ学校から選出された共同研究員とともに研究に取り組んでいます。研究成果については、モデル的な取組み事例や教材資料等を全府立学校対象の人権事例研修等において提示するほか、「人権学習のための資料集DVD」として全府立学校に配付し、周知することによって各校における活用を促進しています。
- 今後とも、この共同研究をより効果的、効率的に進め、府立学校における人権教育の充実に資するよう努めてまいります。
- 市町村立の小中学校については、各市町村教育委員会に対して、同和問題及び様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図り校内推進体制を確立する等、人権教育を計画的・総合的に推進するよう働きかけているところです。
- また、人権教育の推進に係るヒアリングを行い実施状況の把握に努めています。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課  
市町村教育室 小中学校課（傍線部について回答）

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

(6) 教育

③ 「高等学校等就学支援金制度」について、所得制限なしで基準額が公立・私立に支援され、令和8年度には所得制限を撤廃し私立高校の授業料に対して加算支援されると聞いている。

大阪府では、私立高校の授業料無償化制度の影響等により既に定員割れする府立高校が出てきており、このままでは地域で大事な役割を果たす府立高校が無くなって行ってしまうのではないかと危惧している。

このような中、私立高校に負けない選ばれる府立高校づくりに向け、学校の魅力づくりや特色化など府立高校改革を進めていく必要があると考えるが、大阪府教育庁としての考えを教えてください。

(回答)

- 府教育庁では、令和7(2025)年3月に、府立高校を取り巻く環境の変化に対応していくため、「学校改革」「入試改革」「広報改革」の3つの柱を軸とした、府立高校改革の大きな方向性「府立高校改革グランドデザイン」を策定しました。
- また、グランドデザインに掲げる改革を具体的に進めていくため、「府立高校改革アクションプラン」を11月に策定したところです。
- プランにおいては、令和6(2024)年度中に生まれた子どもが15歳に達する令和22(2040)年を見据えた上で、府立高校の果たすべき役割を踏まえ、大阪の教育の質の向上に向けて、社会の変化に伴う学びのあり方や再編整備の方向性、高校改革に係る当面の具体策を取りまとめています。
- 今後、グランドデザインやアクションプランを踏まえ、府立高校が生徒等に選ばれる学校となるよう、より一層の魅力化・特色化を図る等府立高校改革を着実に進めていきます。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課

## 回 答

団体名（自由同和会大阪府本部）

(要望項目)

## 3 課題別要求

(6) 教育

④ 学校における性的マイノリティについて、平成 28 年 4 月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（教職員向け）の通知がされているが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が確立されるよう学校や市町村教育委員会へ働きかけられたい。

また、改訂された学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載する LGBT など性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

(回答)

- 性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが重要であると認識しております。
- 国からの通知や資料をふまえ、まずは教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める必要があることから、日ごろから児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、校内サポートチームを組織して対応すること、医療機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのケース会議を開催する等、校内外で支援体制や相談体制の充実を図るよう、今後も市町村教育委員会を通じて学校に働きかけます。
- また、令和元（2019）年 10 月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。
- 加えて、「生徒指導提要」に記載された性的マイノリティに関する対応についても、理解を深めるとともに、必要な支援が各学校で適切になされるよう、連絡会や研修等の機会を活用しながら、指導助言を行ってまいります。
- 府立高校としても、性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応が重要であり、教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが必要と認識しています。
- また、管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でも、性的マイノリティに関わる研修に活用できる資料を周知しています。
- 令和元（2019）年 10 月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童生徒に適切に指導できるよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。
- 私立学校に対しては、国や大阪府の通知等を周知するとともに、校長会等においても、性的マイノリティに対する適切な対応等の実施について、引き続き働きかけてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育振興室 高等学校課（傍線部について回答）

私学課（波線部について回答）